

1 組織体制の強化

(1) 火山防災対策室の設置

令和2年4月1日、県は、溶岩流からの避難対策の実施に向け、関係する市町村や各機関等との現地調整機能の向上を図るため、富士吉田合同庁舎に火山防災対策室を設置した。

(2) 火山防災専門職の採用

火山防災対策室の設置に合わせ、火山防災に従事する専任職員を採用・配置した。

(3) 富士山科学研究所・富士山火山防災研究センターにおける研究体制の強化

令和2～4年度の3年間で、火山を専門に研究する任期付き職員を採用し、研究体制を強化する。

(4) 職員の専門性向上のための「火山研究・人材育成プログラム」の受講

令和2年度及び令和3年度に、それぞれ1名が受講した。



